

第8章 活用

1 方向性

廉塾ならびに菅茶山旧宅を有効に活用するため、居住・生活との調整を図りながら、江戸時代中後期の教育環境やそこでの学び・暮らしを追体験できる場とする。

また、文化財保護法の目的（第1条）である「国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を大前提とし、特別史跡を活かしながら教育文化の振興を図るとともに、学校教育、生涯学習、観光、まちづくりなどの部門、及び地域活動団体等と連携し、多様な年齢層、個々の関心・興味、時間や季節などを考慮した活動・催しの実施に努める。

さらに、神辺宿の位置していたこの地域におけるまちづくり、魅力づくり、人づくりの観点からも、地域住民や地域活動団体等と連携し、廉塾ならびに菅茶山旧宅や周辺の歴史文化の活用に取り組む。

加えて、地域・市域レベル、さらには広域的・全国的な歴史文化を軸としたネットワークづくりや連携に努める。

こうした取組や廉塾ならびに菅茶山旧宅をはじめとした歴史文化などの情報については、適正かつ効果的に広く提供・発信する。

2 方法

廉塾ならびに菅茶山旧宅の活用の方向性などを踏まえ、活用の方法を次のように設定する。

■江戸時代中後期の教育環境などを追体験できる場としての廉塾ならびに菅茶山旧宅の活用

江戸時代中後期の教育環境やそこでの学び・暮らしを追体験できる場とするため、建物の保存修理など整備の進捗と合わせ、また、居住・生活との調整を図りながら、段階的に建物内部の活用や指定地の見学コースづくり、体験機会・学習機会の確保・充実などに取り組む。

さらに、廉塾ならびに菅茶山旧宅をテーマとした講演会・シンポジウムなどの開催を図る。

■近世山陽道の町並みや歴史文化と一体となった廉塾ならびに菅茶山旧宅の活用（歴史文化保存活用区域^{※1}などとしての活用）

近世山陽道や神辺宿、そこでの営みや文化と廉塾は密接に関係しており、今なお、往時の近世山陽道の面影を残す町並みや建造物、生業、習俗などに関連関連づけながら、廉塾ならびに菅茶山旧宅の活用を図る。

また、歴史文化保存活用区域の考え方にに基づき、廉塾ならびに菅茶山旧宅と周辺環境（近世山陽道や沿道の町並みなど）の一体的な活用などについて検討する。

■神辺地域などにおける周遊ネットワークづくりに向けた廉塾ならびに菅茶山旧宅などの活用（関連文化財群^{※2}などとしての活用）

地域活動団体等と連携しながら、廉塾ならびに菅茶山旧宅をはじめ神辺地域における文化財などをつなぐ周遊コースづくりやその活用に取り組む。

※1 歴史文化保存活用区域

不動産である文化財や有形の文化財だけではなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域。（参考資料：「歴史文化基本構想」策定ハンドブック…文化庁文化財部伝統文化課）

※2 関連文化財群

有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまり（テーマ・ストーリー）として捉えたもの。文化財の類型を越えた群（テーマ・ストーリー）の設定も想定。（参考資料：同上）

また、福山市全体などにおいて、関連文化財群の考え方に基づいたテーマやストーリーを見いだし、文化財や博物館・資料館などをつなぐ周遊コースづくりやその活用に取り組む。

■教育遺産などを活かした広域的・全国的な連携

廉塾や菅茶山、塾生、その他関わりのある人物などをキーワードに、都市間・地域間連携や人的ネットワークづくりなど、広域的な歴史文化のネットワークづくりに努める。

■案内・ガイダンスや情報提供及び学習機会等の確保・充実

廉塾ならびに菅茶山旧宅において、菅茶山記念館や広島県立歴史博物館など既存の博物館・資料館の案内などを行い、利用を促進するとともに、ガイダンス機能（展示、解説、案内など）の整備・充実を検討する。

また、廉塾ならびに菅茶山旧宅をはじめ文化財に関する学習機会（リレー講演会、シンポジウム、勉強会、現地見学会など）の確保・充実、及び継続的な実施に取り組む。

広報やパンフレット、インターネットなど様々な情報媒体を利用し、廉塾ならびに菅茶山旧宅などの情報を提供・発信するとともに、問い合わせなどに対応する態勢を充実・強化する。

■まちづくり・地域活性化につながる廉塾ならびに菅茶山旧宅などの活用

神辺町観光協会などと連携し、観光ボランティアガイドの確保・養成や観光客等の受け入れ体制の整備・充実の支援を図る。

また、まちづくり・地域活性化の観点を取り入れながら、地域住民等の参加を促進し、廉塾ならびに菅茶山旧宅などの活用を促進する。